

## 新富町農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成29年7月28日  
新富町農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定に基づき、新富町農業委員会の農地等の利用の最適化に関する指針を下記のとおり定める。

### 1 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 5 ha

[目標設定の考え方]

毎年度の実績において全体面積の1%未満に抑えることを目標とする。

(2) 遊休農地解消のための具体的な取り組み方法

- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進員による農地利用状況調査の実施  
毎年8月頃
- ・ 遊休農地の利用意向調査の実施  
毎年10月末までに発送し12月末までに取りまとめ
- ・ 農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付けの促進
- ・ 現状に応じた「非農地判断」の実施

### 2 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 180 ha

[目標設定の考え方]

令和5年度末までに管内農地面積の約8割を担い手へ集積する。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ・ 「人・農地プラン」話し合い活動へ農業委員・農地利用最適化推進員も積極的に参加し、出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングの実施
- ・ 農地利用集積計画による利用権設定の周知及び推進
- ・ 農地中間管理事業の周知及び活動促進

### 3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 6 ha

[目標設定の考え方]

年間5経営体の新規参入を目標にし、新規参入経営体へ積極的に農地の利用集積を進める。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ・産業振興課、県、農業改良普及センター、JA等の関係機関・団体と連携及び情報を共有し、新規参入の促進を図る。

4 その他

本指針に掲げる目標年次については令和5年度とする。ただし、達成状況やその他社会情勢等によっては、随時見直すものとする。